

令和7年度（2025年度）農林水産団体検査実施概要

令和8年（2026年）4月
団体支援課

1 検査の目的

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び農業共済組合（以下「組合」という。）に対し、根拠法（農業協同組合法第94条、森林組合法第111条、水産業協同組合法第123条及び農業保険法第209条）の規定に基づき、合法性、合目的性及び合理性の観点から業務及び会計の状況を検査し、必要に応じて改善すべき事項を指摘することにより、組合の健全な事業運営に資することを目的としています。

2 検査の種類

(1) 法的根拠による分類

ア 請求検査

組合員又は会員の10分の1以上（農業共済組合にあつては組合員の20分の1以上）の請求によって行う検査です。

イ 認定検査

法令や法令に基づく行政庁の処分又は定款等に違反する疑いがあると認めるときに行う検査です。

ウ 随時（随意）検査

信用事業や共済事業を実施する組合の事業の健全な運営を確保するために、必要があると認めるときに行う検査です。

エ 常例検査

毎年1回（※）を常例として行う検査です。

※ 一定の周期を定めて実施しています。

オ 子会社検査

組合の業務又は会計の状況を検査する場合において、特に必要があると認めるときに当該組合の子会社等に対して行う検査です。

〔表1〕検査の種類（法的分類）別の根拠法・条項

	農業協同組合法	森林組合法	水産業協同組合法	農業保険法
請求検査	第94条第1項	第111条第1項	第123条第1項	第209条第3項
認定検査	第94条第2項	第111条第2項	第123条第2項	
随時(随意)検査	第94条第3項	第111条第3項	第123条第3項	第209条第1項
常例検査	第94条第4項	第111条第4項	第123条第4項	第209条第2項
子会社検査	第94条第5項	第111条第5項	第123条第5項	

(2) 検査実施範囲による分類

ア 全面検査

組合の全部門について行う検査です。

イ 部分検査

あらかじめ特定した事業又は検査に臨み必要と認めた事項について行う検査です。

ウ 事後確認検査

認定検査、随時（随意）検査又は常例検査を実施した組合に対し、検査における指摘事項の是正又は改善状況を確認するため、検査後一定期間内にあらためて行う検査です。

(3) 検査実施機関による分類

ア 単独検査

検査実施機関が単独で行う検査です。

イ 共同検査

県の要請に基づき、農林水産省等と県が共同して行う検査です。

3 検査の体制

農林水産部 ー 団体支援課（検査担当職員 10人）

4 検査の実績等

令和7年度（2025年度）は、随時（部分・共同）検査及び常例（全面・単独又は部分・単独）検査を実施しています。

〔表2〕 検査対象組合数・検査周期・検査実施組合数

	検査対象組合数（※）		検査周期	検査実施組合数
農業協同組合	18	総合農協 13 専門農協 5	2年に1回 3年に1回	8
森林組合	15		おおむね2年に1回	8
漁業協同組合	51	沿海漁協 35 内水面漁協 13 業種別漁協 3	おおむね3年に1回	18
農業共済組合	1		毎年1回	1

※ 検査対象組合数は、令和7年（2025年）4月1日現在の数値です。

5 検査指摘事項の概要

令和7年度（2025年度）に実施した検査における指摘事項の概要は別添のとおりです。なお、信用事業を営む漁業協同組合及び農業共済組合は、県内にそれぞれ1組合のみであるため、当該漁業協同組合の信用事業及び農業共済組合に関する指摘事項は、別添の掲載対象から除外しています。